

新型コロナウイルス感染症への対応に関する Q&A

1. 更新申請期限の延長について

	質問	回答
1-1	新型コロナウイルスの影響で出社できないため、更新申請期間内に申請ができません。	(各審査機関共通) 更新申請期間をプライバシーマーク有効期間の満了日まで一律に延長しています。有効期間の満了日までに更新申請書類をご提出ください。
1-2	更新申請期限の延長にあたり延長願いなどの届出は必要でしょうか。	(日印産連 P マーク審査センターの対応) メールでご連絡ください。「申請遅延理由書」をメール添付ファイルで送信します。「申請遅延理由書」に、以下の内容を記入し、メール添付(宛先： info.pm@jfpi.or.jp 以下同じ)にてご提出ください。記載内容:更新申請書類の提出年月日 遅延理由:新型コロナウイルス感染症の対策のため等簡潔に記入してください。

2. 受付手続き等

	質問	回答
2-1	新規申請・更新申請の書類や審査関連書類(審査指摘事項への改善報告書等)の受取りは行っていますか。	(日印産連 P マーク審査センターの対応) 事務所を閉鎖して在宅勤務をしていますが、5月7日以降は輪番制で出勤を予定していません。

		<p>郵送や宅配便で送付いただいた書類は受領しておりますが、その後の文書審査から現地審査に通常より時間を要しております。</p> <p>また、当センターへの直接のお持込みは、感染リスクのことを考慮し当面お控えいただきたく存じます。</p>
2-2	<p>付与契約料は入金済みです。付与契約書を送れば、受領されますか。また、登録証は届きますか。</p>	<p>(JIPDEC の回答)</p> <p>通常よりお時間をいただいておりますが、ご入金とご契約書の受領が確認できましたところで、登録証・ロゴデータをお送りしています。</p>

3. 付与契約について

	質問	回答
3-1	<p>審査の中断によりプライバシーマーク付与契約の有効期限満了日を過ぎてしまった場合、プライバシーマークの付与契約は失効してしまうのでしょうか。</p>	<p>(JIPDEC の回答)</p> <p>更新申請書類をご提出いただいた場合には、更新審査中となり、引続き更新前の付与契約が有効です。付与事業者としてプライバシーマークロゴの表示も可能です。</p> <p>(PMK500 プライバシーマーク付与に関する規約 第10条第3項によります)</p> <p>(日印産連Pマーク審査センターの対応)</p> <p>お得意様との対応で更新審査中の証明が必要な場合はメールでご連絡ください。「審査中証明書」を発行します。</p>

4. PMS の運用について

	質問	回答

4-1	<p>コロナウイルスの影響で計画していた教育・監査が実施できません。</p>	<p>(日印産連Pマーク審査センターの対応)</p> <p>現状のような事情がある場合、通常の教育や内部監査等の実施を延期されることはやむを得ないものと考えます。</p> <p>教育・内部監査については年間計画書を作成していると思います。教育年間計画書及び内部監査年間計画書に設定した定期の日程を変更し、改訂してください。更新申請書類に添付するサマリーには改訂した教育年間計画書及び内部監査年間計画書を添付してください。</p> <p>現地審査の際には、改訂した年間計画書や実施状況等を確認させていただきます。</p>
4-2	<p>コロナウイルス感染拡大防止のため、テレワーク(リモートワーク)を行いたい。プライバシーマーク制度上、問題がありますか。</p>	<p>(各審査機関共通)</p> <p>プライバシーマーク制度として、リモートワークの可否を一律に決めているものではございません。</p> <p>リモートワークで個人情報を取り扱う場合には、少なくとも下記への対応が必要であることにご留意ください。</p> <p>A.3.3.3 (リスクアセスメント及びリスク対策)</p> <p>A.3.3.5 (内部規程)</p> <p>A.3.4.3.2 (安全管理措置)</p> <p>A.3.4.3.3 (従業者の監督)</p> <p>A.3.4.5 (認識)</p> <p>A.3.7.1 (運用の確認)</p> <p>プライバシーマーク制度の Web ページでも「テレワークを実施する際の留意点」を掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>https://privacymark.jp/news/system/2020/0420.html</p>